

保健所におけるHIV抗体検査の実施について(通知)
(平成3年2月4日健政計発第9号感発第九号)

資料1-3

1. 実施体制の整備

・すべての保健所において、……一般相談窓口においてエイズに関する相談を行うとともに検査のための採血を行う。検査はスクリーニング検査及び必要に応じ行う確認検査とする。

4. 検査結果の告知

・検査結果の告知は、医師が行う。

・検査結果の告知は、告知予定日時に来所した者に対し、検査申込書の控により本人であることを確認した上で行う。なお、電話による告知は行わない。

・告知は個室などプライバシーが十分保てる場所において行うよう配慮する。

・抗体陽性者に対しては、医療機関での精密検査が必要であることを説明し、あらかじめ連携を取っている医療機関を紹介する。

・検査結果に関する相談については希望者に対してのみ応じ、特に希望のない場合は必要最小限の保健指導にとどめる。